

兵庫県公報

平成30年2月20日 火曜日 第2978号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○平成29年度自衛官候補生採用試験の実施（市町振興課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び休止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の休止の届出（同）	4
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	5
○保安林の指定の予定通知（同）	5
○保安林の指定施業要件の変更（同）	5
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	6
○土地収用法に基づく事業の認定（起業者 高砂市）（用地課）	6
○土地収用法に基づく事業の認定（起業者 社会福祉法人のぞみ）（同）	8
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○広域景観形成基準の変更の案の縦覧（都市政策課）	10
○道路の位置指定（建築指導課）	10

公 告

○平成29年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢対策課）	10
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧（砂防課）	14
○土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	14
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	15
○同 上（同）	18
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	24
○同 上（同）	24

告 示

兵庫県告示第118号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)の規定に基づく平成29年度自衛官候補生の採用試験期日、受付期間、試験会場、合格発表及び採用時期を次のとおり告示する。

平成30年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期

男子	平成30年3月10日(土)又は同月11日(日)の指定されたいずれか1日	平成30年2月20日(火)から同年3月6日(火)まで	陸上自衛隊千僧駐屯地(伊丹市広畑1-1)又は陸上自衛隊姫路駐屯地(姫路市峰南町1-70) (受付時に告知)	試験時に告知	採用予定通知書により告知
	① 平成30年3月1日(木)又は同月2日(金)の指定されたいずれか1日 ② 平成30年3月5日(月)から同月9日(金)までの指定されたいずれか1日		神戸防災合同庁舎のほか各防衛省・自衛隊施設を予定 (受付時に告知)		
女子	平成30年3月10日(土)又は同月11日(日)の指定されたいずれか1日		陸上自衛隊千僧駐屯地(伊丹市広畑1-1)又は陸上自衛隊姫路駐屯地(姫路市峰南町1-70) (受付時に告知)		

2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4階)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10(宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1(神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1(伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3(第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7階)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地(青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240(大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535

同 相生地域事務所	相生市旭 1—3 (相生地方合同庁舎 2階)	(0791) 23—2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町 8—35	(0796) 22—3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980—2 (柏原センタービル 2階)	(0795) 72—1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町 2丁目 1—20	(0799) 24—2449



兵庫県告示第119号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
阪神調剤薬局明石店	明石市硯町 2—5—64	平成29年12月 1日
八木内科医院	加古川市加古川町寺家町369	同 年 1月 1日
ゴダイ薬局寺家町店	同 市加古川町寺家町47—6 ベルデモールビル 3 B号室	同 年12月 1日
加古川中央市民病院前さくら薬局	同 市加古川町本町439	平成30年 1月 1日
ハートンピア薬局アピア店	宝塚市逆瀬川 1—2—1 アピア 1—4階	平成29年12月 1日
スギ薬局宝塚逆瀬川店	同 市逆瀬川 1—13—1 カルチェヌーボ 2階	平成30年 1月 1日
たずみ内科歯科	神崎郡市川町甘地804—12	平成29年12月 1日



兵庫県告示第120号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
阪神調剤薬局明石店	明石市田町 1—10—1
安井眼科診療所	芦屋市船戸町 4—1—415
八木内科医院	加古川市加古川町寺家町369
よつば調剤薬局	同 市加古川町寺家町47—6 ベルデモールビル 3 B号室
やすらぎ薬局清荒神店	宝塚市鶴の荘12—3

ハートンベア薬局アピア店	同 市逆瀬川1-2-1 アピア1-4階
--------------	---------------------

2 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
ひびきこころのクリニック	芦屋市船戸町3-24-1 MTビル2階
みのべ歯科医院	加古川市平岡町土山420-4



兵庫県告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
ゆたに歯科クリニック	明石市松の内2-7-3



兵庫県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
夢リハ訪問看護ステーション	赤穂市細野町780	株式会社夢リハ	赤穂市細野町780	平成29年11月1日



兵庫県告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から休止の届出があった。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地

はまさか訪問看護ステーション	美方郡新温泉町二日市177	新温泉町長	美方郡新温泉町浜坂2673-1
----------------	---------------	-------	-----------------



兵庫県告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
宍粟市千種町鷹巣字谷口722の55
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町安積字小林1400の1（次の図に示す部分に限る。）、字大林1211の8、1211の20、1211の25、1211の26
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小林1400の1・字大林1211の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市千種町鷹巣字谷口722の14、722の28から722の30まで、722の53、722の54、722の56、722の63、722の66、722の69から722の72まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第127号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成29年兵庫県告示第739号により指定した区域（西脇市上比延町字中通り1344番26）の全部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去



兵庫県告示第128号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 起業者の名称
高砂市
- 2 事業の種類
（仮称）高砂市学校給食センター建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県高砂市松陽二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
（仮称）高砂市学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。
 - (1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、高砂市が用地を取得し、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場として整備を行うものであり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接事業の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である高砂市は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

平成27年度高砂市民満足度調査において中学校給食の未実施が満足度の低い項目となっていることや中学校の保護者から強い要望が出ていることから、平成27年度に策定された第4次高砂市総合計画の後期基本計画において、中学校給食の全校での早期実現が重点施策として位置づけられている。

本件事業は、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号。以下「衛生管理基準」という。）に適合した施設を建設するものであり、本件事業の施行により、衛生管理に配慮した給食の提供を行うことができること等から、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物については、本件事業の施行によりその生息環境に及ぼされる環境影響の程度は小さいと判断される。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、給食センターとして必要な用地を確保するため、(1)社会的条件：①交通条件／調理後2時間以内に各中学校に給食を配送できること、配送車両の進入等が容易に行える道路があること、幹線道路へのアクセスが良好であること、②環境条件／周囲に嫌悪施設がないこと、(2)技術的条件：電力、上水道の使用が容易であること、土地が平坦で、大規模な盛土造成工事や進入路の設置工事が不要であること、合理的な施設配置のための敷地面積の確保が可能であること、(3)経済的条件：初期経費（用地費、補償費及び工事費）が経済的に優れていること、移転等が必要な支障物件がないこと、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、中学校給食の全校での早期実現が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備する給食センターは、衛生管理基準を基に設計されており、起業地は、給食センターに加え、職員及び来場者が使用する車両並びに配送車の台数を基に算出した駐車場等本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ろ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されなかった。さらに、埋蔵文化財包蔵地も存在しない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、3種類の施設を併設した複合施設の建設に必要な用地を確保するため、(1)社会的条件:①交通条件/入居者や利用者、利用者の家族の施設利用が容易な場所であること、②環境条件/騒音等が少なく、利用者が安心して利用できること、(2)技術的条件:土地が平坦で、敷地造成が容易であり、合理的な施設の配置ができること、工事施工に際して、地域住民に対する騒音、振動等の影響が少ないこと、(3)経済的条件:初期経費(工事費、用地費及び備品購入費)が経済的に優れていること、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

平成27年における川西市の人口高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は全国平均の26%を上回る30.1%である。一方で、介護施設数(後期高齢者人口1000人あたり)は9.3であり、全国平均である12.9を大きく下回っており要介護高齢者の福祉のため施設の整備が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、老人福祉法、社会福祉法、介護保険法及び高齢者住まい法並びに平成28年度川西市地域密着型施設公募要項に規定された施設基準に基づく施設規模により考慮された範囲であり、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

川西市役所長寿・介護保険課



兵庫県告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年2月20日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月20日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	小野市王子町字上溝983番から 同 市王子町字上溝984番まで	旧	15.0から 22.0まで	66.0	
		新	15.0から 37.0まで	66.0	



兵庫県告示第131号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第16条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の広域景観形成基準の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この広域景観形成地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 広域景観形成地域の名称

- (1) 円山川下流地域
- (2) 但馬海岸地域

2 広域景観形成基準の変更の案の縦覧場所

- (1) 円山川下流地域

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課、豊岡市都市整備部都市整備課及び養父市まち整備部土地利用未来課

- (2) 但馬海岸地域

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課、豊岡市都市整備部都市整備課、香美町建設課及び新温泉町建設課

3 縦覧期間

平成30年 2月20日から同年 3月 6日まで



兵庫県告示第132号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29丹波位置 0004号	30.2.2	篠山市西吹字林場ノ坪67番の一部、68番の一部	6.00	41.70

公 告

平成29年度兵庫県高齢者特別賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、平成29年9月21日に次の者を表彰した。

平成30年2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏名 池 田 幹 雄
(2) 住所 宝塚市
(3) 功績内容
永年にわたって、宝塚防犯協会会長、宝塚市暴力団追放推進協議会会長として安心・安全な地域づくりに尽くされ、現在も各団体の会長として防犯パトロールの運営などに活躍されている。
- 2 (1) 氏名 石 野 猛
(2) 住所 芦屋市
(3) 功績内容
永年にわたって、芦屋市老人クラブ連合会監事や東南友愛クラブ会長として高齢者の福祉の向上に尽くされ、現在も芦屋市老人クラブ連合会監事、芦屋市グラウンド・ゴルフ協会監事として高齢者のいきがいづくりに活躍されている。
- 3 (1) 氏名 大 石 由 一
(2) 住所 明石市
(3) 功績内容
永年にわたって、東明石地域ふれあいの会会長や明石防犯協会朝霧支部長として安心・安全な地域づくりに尽くされ、現在も防犯パトロールの運営などに活躍されている。
- 4 (1) 氏名 片 桐 稔
(2) 住所 神戸市
(3) 功績内容
永年にわたって、理容店を営まれる傍ら、神戸市環境衛生協会常任理事、長田環境衛生協会会長として地域の公衆衛生の向上に尽くされ、現在も長田環境衛生協会相談役として後進の指導・育成に活躍されている。
- 5 (1) 氏名 菊 地 とき子
(2) 住所 朝来市
(3) 功績内容
永年にわたって、朝来市いずみ会グループ「あじさいの集い」の役員として食生活改善活動に尽くされ、現在も朝来市いずみ会の会員として地域の食や健康づくりの普及活動に活躍されている。
- 6 (1) 氏名 北 村 勝 美
(2) 住所 芦屋市
(3) 功績内容
永年にわたって、芦屋浜自治連合会代表幹事や高浜町八街区自治会会長として地元の地域活性化に尽くされ、現在も芦屋浜自治連合会相談役として後進の指導・育成に活躍されている。
- 7 (1) 氏名 児 島 哲 郎
(2) 住所 神戸市
(3) 功績内容
永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、神戸市・東灘区医師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。
- 8 (1) 氏名 島 田 泰 明
(2) 住所 尼崎市
(3) 功績内容
永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、産業医活動を通じて産業保健の普及向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。
- 9 (1) 氏名 相 馬 栗 子
(2) 住所 伊丹市
(3) 功績内容

永年にわたって、助産師として母子の健康に尽くされる傍ら、伊丹市助産師会の役員として後進の指導・育成に尽くされ、現在も伊丹市助産師会会長として母子保健活動を行い、地域の母子の健康増進に活躍されている。

10(1) 氏名 高橋朝子

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、子宮がん検診を通じてがんの早期発見に尽くされ、現在も継続して検診を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

11(1) 氏名 田中明弘

(2) 住所 小野市

(3) 功績内容

永年にわたって、社防犯協会小野支部長として安心・安全な地域づくりに尽くされ、現在も社防犯協会小野支部長のほか、小野交通安全協会理事として交通安全活動に活躍されている。

12(1) 氏名 中馬勇

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、阪神南青少年本部長として青少年の健全育成に尽くされ、現在も阪神南青少年本部、こころ豊かな人づくり500人委員会阪神南OB会の相談役として後進の指導・育成に活躍されている。

13(1) 氏名 西林茂祐

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

14(1) 氏名 橋本欽吾

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容

永年にわたって、宝塚市自治会連合会理事や南売布住宅自治会長として地元の地域活性化に尽くされ、現在も各団体の役員として地域づくりの推進に活躍されている。

15(1) 氏名 長谷川純子

(2) 住所 加東市

(3) 功績内容

永年にわたって、滝野町商工会や小野・加東保護区保護司会役員として地域づくりに尽くされ、現在も加東市公民館活動「滝野短歌教室」、下滝野老人クラブ「押し花教室」「写経部」代表として地域の文化振興に活躍されている。

16(1) 氏名 久田秀子

(2) 住所 赤穂市

(3) 功績内容

永年にわたって、保健師、赤穂市健康相談員として地域の公衆衛生の向上に尽くされ、現在も健康管理や健康相談などを実施し、地域住民の健康づくりに活躍されている。

17(1) 氏名 藤井和夫

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、姫路市医師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

18(1) 氏名 藤田嘉一

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、腎不全の治療・対策の研究に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

19(1) 氏名 藤原正幸

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、須磨地域交通安全活動推進委員協議会会長として地域の交通事故防止に尽くされ、現在も交通安全の意識啓発イベントの運営に活躍されている。

20(1) 氏名 三木五蔵

(2) 住所 芦屋市

(3) 功績内容

永年にわたって、ボーイスカウト兵庫連盟役員や芦屋第1団委員長としてボーイスカウト活動を通じた青少年の健全育成に尽くされ、現在も芦屋第1団団員として後進の指導・育成に活躍されている。

21(1) 氏名 森崎省次

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって神戸市中央区体育協会の役員として協会の発展に尽くされ、現在も神戸市中央区体育協会会長として地域の体育活動の振興に尽力するとともに、統計調査の調査員としても活躍されている。

22(1) 氏名 山下恵美子

(2) 住所 福崎町

(3) 功績内容

永年にわたって、福崎町公民館クラブ「手芸クラブ」代表、福崎町老人大学講師として手芸の普及と発展に尽くされ、現在も地域の文化振興に活躍されている。

23(1) 氏名 山中たまき

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、網干交通安全協会理事として地域の交通事故防止に尽くされ、現在も網干交通安全協会網干支部委員として交通安全活動に活躍されている。

24(1) 氏名 山西重信

(2) 住所 芦屋市

(3) 功績内容

永年にわたって、二宮ふれあいのまちづくり協議会委員長として地域づくりに尽くされ、現在も同会顧問や二宮新栄クラブ会長として地域づくりや高齢者のいきがいに活躍されている。

25(1) 氏名 山本富美子

(2) 住所 福崎町

(3) 功績内容

永年にわたって、消費者団体役員として消費者被害防止に尽くされる傍ら、福崎町公民館クラブ「書道クラブ」代表、福崎町老人大学講師として書道の普及と発展に尽くされ、現在も地域の文化振興に活躍されている。

26(1) 氏名 横山博朗

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

27(1) 氏名 脇坂憲昭

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

の項中別図60、宇山(6) I (106010054) の項中別図62を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年2月28日(水)から同年3月14日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成30年3月14日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年5月14日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
生野(1) I (101070001)	神戸市北区道場町生野(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
生野(2) I (101070002)	神戸市北区道場町生野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
生野(3) I (101070003)	神戸市北区道場町生野(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
生野(4) I (101070004)	神戸市北区道場町生野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
生野(5) I (101070005)	神戸市北区道場町生野(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
生野(6) I (101070006)	神戸市北区道場町生野(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
南所 I (101070008)	神戸市北区道場町塩田(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

日下部(1) I (101070009)	神戸市北区道場町日下部 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
日下部(2) I (101070010)	神戸市北区道場町日下部 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
日下部(3) I (101070011)	神戸市北区道場町日下部 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上津(2) I (101070014)	神戸市北区長尾町上津 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上津(3) I (101070015)	神戸市北区長尾町上津 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
生野 I (101070025)	神戸市北区道場町生野 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
鹿の子台北 I (101070026)	神戸市北区鹿の子台北町3丁目 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
生野(1) II (101070030)	神戸市北区道場町生野 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
生野(2) II (101070031)	神戸市北区道場町生野 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
生野(4) II (101070033)	神戸市北区道場町生野 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
生野(5) II (101070034)	神戸市北区道場町生野 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
生野(6) II (101070035)	神戸市北区道場町生野 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
生野(7) II (101070036)	神戸市北区道場町生野 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
生野(8) II (101070037)	神戸市北区道場町生野 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
生野(10) II (101070039)	神戸市北区道場町生野 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
生野(11) II (101070040)	神戸市北区道場町生野 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
生野(13) II (101070041)	神戸市北区道場町生野 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
生野(14) II (101070042)	神戸市北区道場町生野 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
生野(15) II (101070043)	神戸市北区道場町生野 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

生野(16)Ⅱ (101070044)	神戸市北区道場町生野(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
塩田(2)Ⅱ (101070048)	神戸市北区道場町塩田(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
塩田(3)Ⅱ (101070049)	神戸市北区道場町塩田(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
塩田(4)Ⅱ (101070050)	神戸市北区道場町塩田(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
日下部(1)Ⅱ (101070051)	神戸市北区道場町日下部(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
平田Ⅱ (101070052)	神戸市北区道場町平田(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
宅原(2)Ⅱ (101070055)	神戸市北区長尾町宅原(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
宅原(4)Ⅱ (101070057)	神戸市北区長尾町宅原(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
上津(1)Ⅱ (101070062)	神戸市北区長尾町上津(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
上津(3)Ⅱ (101070063)	神戸市北区長尾町上津(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
上津(6)Ⅱ (101070066)	神戸市北区長尾町上津(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
上津(8)Ⅱ (101070068)	神戸市北区長尾町上津(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
上津(9)Ⅱ (101070069)	神戸市北区長尾町上津(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
上津(10)Ⅱ (101070070)	神戸市北区長尾町上津(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
上津(11)Ⅱ (101070071)	神戸市北区長尾町上津(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
上津(12)Ⅱ (101070072)	神戸市北区長尾町上津(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
南山Ⅱ (101070173)	神戸市北区道場町生野(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
生野向井左支溪Ⅰ (201070101)	神戸市北区道場町生野(別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり
不動岩Ⅱ (201070116)	神戸市北区道場町生野(別図45のとおり)	土石流	別図45のとおり

左支溪1号谷Ⅱ (201070117)	神戸市北区道場町生野(別図46のとおり)	土石流	別図46のとおり
左支溪生野(1)Ⅱ (201070120)	神戸市北区道場町生野(別図47のとおり)	土石流	別図47のとおり
左支溪生野(2)Ⅱ (201070121)	神戸市北区道場町生野(別図48のとおり)	土石流	別図48のとおり

(別図 1 から別図48までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年 2月28日(水) から同年 3月14日(水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課並びに神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神支所、神戸市北区役所長尾連絡所及び神戸市北区役所道場連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5

(3) 提出期限

平成30年 3月14日(水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年 5月 1日(火) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内町 I (106010001)	洲本市山手一丁目(別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
小路谷(2) I (106010003)	洲本市小路谷(別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
小路谷(1) II (106010004)	洲本市小路谷(別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり

小路谷(2)Ⅱ (106010005)	洲本市小路谷(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
小路谷(3)Ⅲ (106010008)	洲本市小路谷(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
曲田山Ⅰ (106010010)	洲本市山手三丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山手Ⅰ (106010011)	洲本市山手三丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
物部(1)Ⅰ (106010012)	洲本市物部三丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
物部(3)Ⅰ (106010013)	洲本市物部三丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
物部(4)Ⅰ (106010014)	洲本市物部三丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
物部(2)Ⅰ (106010015)	洲本市物部一丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
津田(2)Ⅰ (106010016)	洲本市津田(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
津田(4)Ⅰ (106010018)	洲本市津田(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
津田(3)Ⅰ (106010019)	洲本市津田(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上物部(2)Ⅰ (106010021)	洲本市上物部二丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上物部(4)Ⅰ (106010022)	洲本市上物部(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
上物部(3)Ⅰ (106010023)	洲本市上物部(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
上物部Ⅲ (106010025)	洲本市上物部(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
炬口(5)Ⅰ (106010044)	洲本市炬口(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
宇山Ⅰ (106010049)	洲本市宇山二丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
宇山(3)Ⅰ (106010051)	洲本市宇山二丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
宇山(4)Ⅰ (106010052)	洲本市宇山三丁目(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

宇山(6)Ⅰ (106010054)	洲本市宇山三丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
宇山(2)Ⅱ (106010057)	洲本市宇山(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
桑間(4)Ⅰ (106010061)	洲本市桑間(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
桑間(3)Ⅰ (106010062)	洲本市桑間(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
上内膳(1)Ⅱ (106010070)	洲本市上内膳(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上内膳(2)Ⅱ (106010071)	洲本市上内膳(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
上内膳(3)Ⅱ (106010072)	洲本市上内膳(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上内膳(4)Ⅱ (106010073)	洲本市上内膳(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
上内膳(5)Ⅱ (106010074)	洲本市上内膳(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
上内膳(6)Ⅱ (106010075)	洲本市上内膳(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上内膳(7)Ⅱ (106010076)	洲本市上内膳(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
桑間(1)Ⅱ (106010079)	洲本市桑間(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
桑間(2)Ⅱ (106010080)	洲本市桑間(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
桑間(3)Ⅱ (106010081)	洲本市桑間(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
上内膳(1)Ⅲ (106010085)	洲本市上内膳(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
宇原Ⅱ (106010089)	洲本市宇原(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
宇山(1) (106020166)	洲本市宇山(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
宇山(3) (106020168)	洲本市宇山(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
宇山(4) (106020169)	洲本市宇山(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり

炬口(1) (106020171)	洲本市炬口(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
炬口(2) (106020172)	洲本市炬口(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
炬口(4) (106020174)	洲本市炬口(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
炬口(5) (106020175)	洲本市炬口(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上内膳(1) (106020187)	洲本市上内膳(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
上内膳(3) (106020189)	洲本市上内膳(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
上内膳(4) (106020190)	洲本市上内膳(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
上内膳(5) (106020191)	洲本市上内膳(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
上内膳(6) (106020192)	洲本市上内膳(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上内膳(8) (106020194)	洲本市上内膳(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
上内膳(9) (106020195)	洲本市上内膳(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
上内膳(11) (106020197)	洲本市上内膳(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
下内膳(1) (106020200)	洲本市下内膳(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
下加茂(1) (106020203)	洲本市下加茂(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
下加茂(2) (106020204)	洲本市下加茂(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
下加茂1丁目(1) (106020205)	洲本市下加茂一丁目(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
宇山3丁目(1) (106020208)	洲本市宇山三丁目(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
宇山2丁目(2) (106020210)	洲本市宇山二丁目(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
宇山2丁目(3) (106020211)	洲本市宇山二丁目(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり

宇山2丁目(4) (106020212)	洲本市宇山二丁目(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
桑間(1) (106020215)	洲本市桑間(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
桑間(4) (106020218)	洲本市桑間(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
桑間(5) (106020219)	洲本市桑間(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
桑間(6) (106020220)	洲本市桑間(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
桑間(7) (106020221)	洲本市桑間(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
桑間(8) (106020222)	洲本市桑間(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
桑間(10) (106020224)	洲本市桑間(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
桑間(11) (106020225)	洲本市桑間(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
桑間(12) (106020226)	洲本市桑間(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
桑間(13) (106020227)	洲本市桑間(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
桑間(14) (106020228)	洲本市桑間(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
桑間1丁目(2) (106020230)	洲本市桑間1丁目(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
宇原(1) (106020234)	洲本市宇原(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
宇原(2) (106020235)	洲本市宇原(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
宇原(3) (106020236)	洲本市宇原(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
津田(1) (106020238)	洲本市津田(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
上物部(1) (106020239)	洲本市上物部(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
上物部(2) (106020240)	洲本市上物部(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり

上物部(3) (106020241)	洲本市上物部(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
上物部(4) (106020242)	洲本市上物部(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
小路谷(2) (106020251)	洲本市小路谷(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
小路谷(3) (106020252)	洲本市小路谷(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
小路谷(4) (106020253)	洲本市小路谷(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
小路谷(6) (106020255)	洲本市小路谷(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
小路谷(7) (106020256)	洲本市小路谷(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
小路谷(11) (106020260)	洲本市小路谷(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
小路谷(12) (106020261)	洲本市小路谷(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
小路谷川Ⅰ (206010001)	洲本市小路谷(別図89のとおり)	土石流	別図89のとおり
炬口北谷Ⅰ (206010009)	洲本市炬口(別図90のとおり)	土石流	別図90のとおり
三倉池谷Ⅱ (206010012)	洲本市宇山(別図91のとおり)	土石流	別図91のとおり
里南谷Ⅱ (206010017)	洲本市上内膳(別図92のとおり)	土石流	別図92のとおり
上内膳(1) (206020026)	洲本市上内膳(別図93のとおり)	土石流	別図93のとおり
上内膳(2) (206020027)	洲本市上内膳(別図94のとおり)	土石流	別図94のとおり
上内膳(3) (206020028)	洲本市上内膳(別図95のとおり)	土石流	別図95のとおり
上内膳(4) (206020029)	洲本市上内膳(別図96のとおり)	土石流	別図96のとおり

(別図1から別図96までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年2月28日(水)から同年3月14日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課
〒656-0021 洲本市塩屋 2—4—5

(3) 提出期限

平成30年 3月14日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年 5月14日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖保川町片島字本堂越352番 1、353番から359番まで、360番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市揖保川町片島358番地
株式会社T. マーレン 代表取締役 水 津 伸 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 1月25日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1—15—2号（29たつの）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 2月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市板屋町213番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井一丁目 1 番23号
株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤 鹿 保 生
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 7月21日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1—14号（29赤穂）